

羽田空港船着場管理規程

(趣旨)

第1条 この規程は、日本空港ビルデング株式会社（以下「事業主」という。）が所有する羽田空港船着場（以下「船着場」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定め、利用者の安全並びに船着場の安全かつ能率的な運営及びその秩序の維持を図ることを目的とする。

(設置)

第2条 船着場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 羽田空港船着場

位置 東京都大田区羽田空港二丁目8番地先（別図のとおり。）

(用途)

第3条 船着場の用途は、次のとおりとする。

- (1) 観光の振興を目的とした船舶の発着
- (2) 災害その他の事故対策のために使用する船舶の発着
- (3) 前2号に掲げるもののほか、事業主が必要と認めるもの。

(利用時間)

第4条 船着場の利用時間は、午前9時から午後5時までとする。

- 2 事業主は、前項の規定にかかわらず必要があると認めるときは、利用時間を変更することができる。

(利用料金)

第5条 船着場の利用料金は、利用区分に応じて別表にて定めるものとする。

(供用の休止等)

第6条 事業主は、次の各号のいずれかに該当し、船着場の管理に支障があると認めるときは、供用の休止又は使用方法の制限を行うことがある。

- (1) 天変地災その他異常な事態が発生したとき。
- (2) 洪水や高潮等災害の恐れがあるとき。
- (3) 施設の修理その他の工事を行うとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、やむを得ない事由が生じたとき。

(利用許可の申請)

第7条 船着場を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、羽田空港船着場利用許可申請書（別記様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて事業主に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、災害時における人命救助その他の緊急に必要な場合については、この限りでない。

- (1) 運行計画書
 - (2) 船舶職員又は小型船舶操縦者の免許の写し。
 - (3) 定期航路事業免許の写し。
 - (4) 定期に運航する場合にあつては、事業計画書
 - (5) 車両を申請する場合にあつては、車種および車両番号
 - (6) 前5号に掲げるもののほか、事業主が必要と認める書類
- 2 前項本文にある規定による申請は、船着場を利用しようとする日の3月前の日の属する月の1日（その日が休日に当たるときは、直近において到来する休日でない日）から船着場を利用する日の10日前の日（その日が休日に当たるときは、直近において到来する休日でない日）までに申請しなければならない。
 - 3 前項の規定にかかわらず、4月1日から翌年の3月31日までの期間を連続して利用しようとするときは、当該4月1日の属する年の1月1日から2月末日までの間に申請しなければならない。

(許可の基準)

第8条 事業主は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、船着場の利用を許可しない。

- (1) 公益を害するおそれがあるとき。
- (2) 公の秩序を乱し、善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (3) 独占的な利用となるおそれがあるとき。
- (4) その他船着場の管理運営に支障があるとき。

(許可の条件)

第9条 事業主は、第7条第1項本文の規定による許可に船着場の管理運営上必要な条件を付することができる。

(許可書の交付)

第10条 事業主は、第7条第1項本文の規定により船着場の利用を許可したときは、羽田空港船着場利用許可書(別記様式第2号)を申請者に交付するものとする。

(船着場車路の利用)

第11条 事業主は、第7条第1項(4)の規定により申請した車両に限り、入場を許可するものとする。ただし、乗降時の停車のみとし、駐車は認めない。

(申請内容の変更等)

第12条 船着場の利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、当該許可を受けた申請内容を変更しようとするときは、あらかじめ羽田空港船着場利用許可申請内容変更申請書(別記様式第3号)に変更前の羽田空港船着場利用許可書及び事業主が必要と認める書類を添えて、前日(その日が休日に当たるときは、直前の休日でない日)までに事業主に提出し、その許可を受けなければならない。

2 第8条から前条までの規定は、前項の規定による許可について準用する。

3 利用者は、許可を受けた船着場の利用を中止したときは、羽田船着場利用中止届出書(別記様式第4号)により、前日(その日が休日に当たるときは、直前の休日でない日)までに事業主に届け出なければならない。

(利用権の譲渡等の禁止)

第13条 利用者は、船着場の利用の許可に基づく権利を他人に譲渡し、転貸し、又は担保に供してはならない。

(船着場の変更等の禁止)

第14条 利用者は、船着場の構造を変更し、又は特別な設備を配置してはならない。ただしあらかじめ事業主の承認を受けた場合は、この限りでない。

(独占的使用の禁止)

第15条 利用者は、船着場を利用する場合において1回につき10分を超える係留及び停泊をしてはならない。ただし、あらかじめ事業主の承認を受けた場合は、この限りでない。

(利用許可の取消し等)

第16条 事業主は、次の各号のいずれかに該当するとき、船着場の利用の許可を取り消し又は船着場の利用を制限し、もしくは停止することができる。

- (1) 利用者がこの規則又は法令に違反して船着場を利用したとき。
- (2) 利用者が許可を受けた目的以外の目的に船着場を利用したとき。
- (3) 利用者が船着場の利用の許可に付した条件に違反したとき。
- (4) 災害その他避けることのできない理由により必要があるとき。
- (5) その他船着場の管理運営に必要があるとき。

(行為の禁止)

第17条 船着場では、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ事業主の承認を受けた場合はこの限りでない。

- (1) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (2) 火気を使用し、又は危険物を持ち込むこと。

(3) 物品の販売その他の営業行為をすること。

(4) その他船着場の管理運営に支障を及ぼすおそれがある行為をすること。

(制止・退去等)

第18条 事業主及び事業主から警備を委託された者は、次の各号に掲げる者に対しその行為を制止し、又は退去、もしくは撤去を命ずることがある。

(1) 規定に違反して船着場に入場した者

(2) 規定に違反して禁止行為を行った者

(原状回復の義務)

第19条 利用者は、船着場の利用を終了したとき又は第16条の規定により船着場の利用の許可を取り消されたときは、直ちに船着場を原状に回復しなければならない。ただし事業主がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

(免責事項)

第20条 利用者の船着場の使用にあたり、事業主は、不可抗力による災害又は事故の損害について、賠償の責めを負わないものとする。

(損害賠償)

第21条 船着場において故意又は過失により事業主の施設を破損し、汚損し、又はその行為により事業主に損害を与えた者は、その損害を賠償しなければならない。

(法令の遵守)

第22条 利用者は、船着場の利用に関し、この規定及び海上運送法、河川法、航空法、空港法、東京国際空港供用規程、空港管理規則等を遵守し、安全管理に努めなければならない。

(訴訟)

第23条 本件船着場の利用に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の裁判所とする。

(協議事項)

第24条 この規則に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、事業主は河川管理者と協議するものとする。

附 則

この規程は、平成23年7月16日から施行する。